

令和6年5月吉日

会員各位

## 御寄附のお願い

徳島大学美土利会  
会長 橋本 親典

拝啓 時下、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

近年、年会費の納入率減少によって美土利会の運営が危機的な状況になり、年会費のみでは活動の維持が困難となりつつあります。こうした現状を解消するため、年会費収集と並行して、寄付金の随時募集を開始しております。美土利会の活動がより充実したものになりますよう、皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

敬具

### ----- 寄付金募集要項 -----

1. **募金名称：** 美土利会活動推進のための寄付金
2. **募集目的：** ・美土利会の発展に必要な活動の支援  
・若手会員への活動支援  
・美土利会ウェブシステム（会員名簿・会報・掲示板ほか）の充実
3. **募集時期：** 随時
4. **募集金額：** 個人・法人ともに、金額の多少に関わらず、有難くお受けいたします。
5. **送金方法：** 別紙「年会費ご納入のお願い」の納入方法【A・B・C】をご覧ください。
6. **領収書等：** 払込取扱票でご送金の場合、その受領証をもって領収証とさせていただきます。
7. **ご寄附いただいた方のご芳名：**  
原則として、美土利会ウェブにてご芳名を掲示させていただきます。
8. **法人・団体の方へ：**  
払込取扱票に、ご芳名一覧に掲載する法人・団体の名称およびご担当者連絡先をお書き添えください。
9. **税金の減免：**  
美土利会の寄付金につきましては、所得税法または法人税法により課税所得控除の適用外ですのでご了承ください。
10. **お問い合わせ先：** 徳島大学美土利会 本部事務局  
E-Mail : [secretary@midorikai.info](mailto:secretary@midorikai.info)  
電話/FAX : 088-656-6022（対応可能日時は原則として火曜日、金曜日：10～16時）

令和5年度も、多くの方々よりご寄付を賜りました。

誠にありがとうございます。

ご寄付くださった皆様のご芳名は、美土利会ウェブの下記 URL にて公開させていただきました。

御芳名一覧 <http://www.midorikai.info/fund/donation>

※裏面もご覧ください。

## 寄付金の一部は、これからの美土利会を担う若手会員の活動支援に活用させていただいております。

＜支援対象となった若手活動の一例＞

### ◎徳島支部 わいわい会（若手座談会）

令和5年6月3日（参加者：33名）

若手活動の開催報告は、美土利会ウェブの会報でご覧いただけます。

▼美土利会ウェブの会報

<http://www.midorikai.info/bulletin>



### 若手の会を企画される方へ

意見交換会など、若手会員を中心とした活動をされる場合は、若手会員活動補助費の給付対象となります。活動内容、開催予定日、参加人数等を本部事務局（裏面に記載）までご連絡ください。（支部を通じた企画に限らず、お問合せいただけます）

- 若手会員が5人以上集まることを目標としてください
- 美土利会の活性化につなげてください
- 開催後に報告書をご提出ください（美土利会ウェブに公開します）

---

## 輪島市支援の災害義援金につきまして お礼とご報告

美土利会では令和6年能登半島地震で被災した輪島市を支援するため義援金を募集しました。

特に被害の大きかった輪島市で災害対応の先頭に立っておられる坂口茂市長が会員（昭和55年建設工学科ご卒業）であることから、何かお力になれないかとの声が多数寄せられたことで始まったものです。2月末までの募集で、幅広い年代の会員や、会員が所属する団体から、温かいご支援が多数寄せられました。（件数：176件／金額：2,750,000円）

お預かりした金額は全額、輪島市の義援金口座へお送りしました。また令和6年3月13日（水）には、美土利会を代表して上月幹事長が、坂口市長に義援金目録と支援者名簿を贈呈しました。

皆様のご協力に感謝申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。



### ～ご支援くださった皆様へ～ 義援金の税制上の取り扱いにつきまして

今回の義援金は、以下の税の控除対象となることが認定されました。税制上の手続きには金融機関の窓口でお受け取りになった振込金受領書の控えが証明書類としてご利用いただけますので大切に保管してください。預り証の発行を希望される方は美土利会本部へご連絡ください。

- 個人 ・所得税法第78条第2項第1号の規定に基づく寄付金控除（2千円を超える部分）  
・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号の規定に基づく寄付金控除（2千円を超える部分）
- 法人 ・法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄付金